

島根県立横田高等学校 部活動に係る活動方針

1. 基本方針

- (1) 部活動は学校教育の一環として実施する。
- (2) 体力や技術、感性の向上を図るとともに、自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成することを目的とする。
- (3) 生徒や教職員の過剰な負担とならないように配慮する。

2. 設置部活動

- (1) 運動部
男子ホッケー部、女子ホッケー部、男子ソフトテニス部、女子バレーボール部、
陸上競技部、剣道部、弓道部
- (2) 文化部
吹奏楽部、美術部、演劇・放送部、写真部、茶道・華道部

3. 活動時間・休養日等

- (1) 活動時間
 - ①学期中
平日：長くとも3時間程度、週休日：長くとも4時間程度
 - ②長期休養中
長くとも4時間程度
- (2) 休養日
週1日以上
公式大会等に向けて強化するために弾力的な運用を行うこととする。
- (3) その他
 - ①定期試験1週間前（土日祝含む）は、部活動は行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
 - ②年末年始等の学校閉庁日は部活動を行わない。大会等がある場合には校長に相談する。

4. 参加する大会

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

- (1) 県高体連・高文連主催、共催、後援の大会とする。
- (2) その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める。
(ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する)

5. 部活動運営 ～「安全・安心の保証」を基底に据えた運営～

- (1) 体罰等の禁止について
部活動の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されるものではないとの認識を持ち、体罰等のない指導に徹する。
- (2) 安全管理と事故防止について
生徒の健康状態をしっかりと把握し、適度な休憩等をするとともに、事故の未然防止のために、施設・設備の点検を心がける。
- (3) 「新型コロナウイルス感染症」対策について
校内における通常活動はもとより、他地域における活動を実施する場合は、「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン」等に従い感染症防止対策を十分に行う。
- (4) 保護者の理解と協力について
保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。